

ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付要綱

昭和54年10月15日決裁
昭和55年 7月 1日改正
平成 2年 1月19日改正
平成12年 4月20日改正
平成17年 9月30日改正

(趣 旨)

第1条 県は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、ふるさとの緑を保全するため、ふるさとの緑の景観地等の指定がされた山林等の所有者等に対し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付する。

(定 義)

第2条 この要綱において「山林等」とは、条例第7条の規定によりふるさとの緑の景観地として指定された土地又は条例の施行の際現に改正前のふるさと埼玉の緑を守る条例第11条の規定によりふるさとの森若しくはふるさとの並木道として指定されている土地のうち、現況が山林、原野又は池沼であるもの及び知事がこれらの土地に準ずると認める土地をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金は、山林等の所有者又は山林等について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「地上権等」という。）を有するもの（国及び地方公共団体が出資している公社及び公団並びに知事がこれらのものに準ずると認めるものを除く。）のうち、知事が土地登記簿、市町村の固定資産税課税台帳、土地貸借契約書等により当該山林等についての所有権又は地上権等を有することを確認したもので、県と緑の管理協定を締結したものに交付する。

2 前項の緑の管理協定は、別記協定書により締結するものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の交付額は、別表に定める基準額の範囲内において知事が定める額とする。

2 前項の奨励金の交付額の算定に当たっては、知事は、様式第1号の確認依頼書により当該市町村長が提出する様式第2号の確認報告書に基づいて行うものとする。

(奨励金の支払方法等)

第5条 奨励金の交付対象者が山林等の共有者又は地上権等の共有者である場合は、あらかじめ、奨励金の交付を受ける代表者1人を選任し、様式第3号による代表者選任届を知事に提出するものとする。

2 前項の選任届が前年度の内容と同一である場合は、提出を要しない。

3 奨励金の交付対象者は、第1項に規定する場合以外の場合であっても、奨励金の交付を受ける代表者を選任することができる。この場合において、代表者選任届の提出については、前2項の規定を準用する。

4 知事は、前3項の規定により代表者が選任されている場合においては、当該代表者に対して奨励金を支払うものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第6条 知事は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、前条の規定による奨励金の交付決定を取消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがで

きるものとする。

- (1) 第3条の規定による緑の管理協定が解除されたとき。
- (2) 前条の規定による奨励金の交付決定を受けたものが、これに基づく知事の指導、助言、勧告若しくは命令に違反し、その他奨励金の交付の目的に著しく反する行為をしたとき。

附 則

この要綱は、昭和54年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年度分の奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年度分の奨励金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年度分の奨励金から適用する。

(激変緩和措置)

2 この改正により、平成12年度分の奨励金の額が、改正前の基準により算定した額と比較して著しく減額される交付対象者に対しては、減額幅を縮小するための措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

別記（第3条関係：ふるさとの緑の景観地用）

緑 の 管 理 協 定 書

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、ふるさとの緑の保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的及び対象区域等）

第1条 乙は、甲がふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第7条の規定に基づき、ふるさとの緑の景観地として指定した土地の区域を当該指定の目的に沿って良好な状態に維持管理するものとする。

2 前項の規定により乙が維持管理すべき土地（以下「土地」という。）の区域及び面積等は、別紙明細書及び図面のとおりとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（所有権の移転等の協議）

第3条 乙は、土地に係る所有権又は地上権等を第三者に移転し、又は当該所有権の上に新たに地上権等を設定し、若しくは当該地上権等の移転について承諾を与えようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

（応急措置の報告）

第4条 乙は、非常災害のため土地について応急措置を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（甲の措置）

第5条 甲は、乙に対して、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付要綱の定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、土地の維持管理についての奨励金を交付するものとする。

2 甲は、奨励金の交付額算定に当たり、乙が所有する協定対象地に係る固定資産税額等必要な事項を、様式第1号の確認依頼書により、市町村長に確認するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、次のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が、この協定に定める事項に違反したとき。
- (2) 自己の事情によりこの協定の存続が困難となったとき。
- (3) 甲において所要の予算措置が講じられなかったとき。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事

印

乙

別記（第3条関係：ふるさとの森、ふるさとの並木道用）

緑の管理協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、ふるさとの緑の保全に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的及び対象区域等）

第1条 乙は、甲がふるさと埼玉の緑を守る条例第11条の規定に基づき、ふるさとのとして指定した土地の区域を当該指定の目的に沿って良好な状態に維持管理するものとする。

2 前項の規定により乙が維持管理すべき土地（以下「土地」という。）の区域及び面積等は、別紙明細書及び図面のとおりとする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、この協定を締結した日から平成 年 月 日までとする。

（所有権の移転等の協議）

第3条 乙は、土地に係る所有権又は地上権等を第三者に移転し、又は当該所有権の上に新たに地上権等を設定し、若しくは当該地上権等の移転について承諾を与えようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

（応急措置の報告）

第4条 乙は、非常災害のため土地について応急措置を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（甲の措置）

第5条 甲は、乙に対して、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付要綱の定めるところにより、毎年度予算の範囲内において、土地の維持管理についての奨励金を交付するものとする。

2 甲は、奨励金の交付額算定に当たり、乙が所有する協定対象地に係る固定資産税額等必要な事項を、様式第1号の確認依頼書により、市町村長に確認するものとする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、次のいずれかに該当する場合は、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が、この協定に定める事項に違反したとき。
- (2) 自己の事情によりこの協定の存続が困難となったとき。
- (3) 甲において所要の予算措置が講じられなかったとき。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事

印

乙

別表（第4条関係）

区分	交付対象者	交付基準額	年度途中で協定締結又は解除された場合
ふるさと の森 の景観地	所有者 (地上権設定無)	(1) 固定資産税相当額 (2) 地積に応じ9円/1㎡ を乗じた額 (3) 2,000円/交付対象者1人	{(1)+(2)} ÷ 12 × 当該年度の協定月数 + (3)
	所有者 (地上権設定有)	(1) 固定資産税相当額 (2) 2,000円/交付対象者1人	(1) ÷ 12 × 当該年度の協定月数 + (2)
	地上権者その他 の利用権利者	(1) 地積に応じ9円/1㎡ を乗じた額 (2) 2,000円/交付対象者1人	(1) ÷ 12 × 当該年度の協定月数 + (2)
ふるさと の並木道	所有者	(1) 1,000円/並木の本数 (2) 2,000円/交付対象者1人	(1) ÷ 12 × 当該年度の協定月数 + (2)

- 注 1 奨励金の交付基準額は、交付対象者の区分に応じ、それぞれ第3欄に定める額とする。ただし、その算定額が120万円を超えたときは120万円を交付基準額とする。
- 2 年度途中において緑の管理協定が締結又は解除された場合は、当該年度における交付基準額は、第4欄に定める額とする。
- 3 第3欄において、「固定資産税」とは、当該年度の課税額を指すものとする。
この場合において固定資産税が非課税の場合は、「固定資産税」は0円として計算する。
- 4 第4欄の(1)、(2)及び(3)の符号は、それぞれ対応する第3欄に定める金額を示す。また、「当該年度の協定月数」とは、当該年度における緑の管理協定の協定期間の月数をいい、その月数には、当該協定が締結された日の属する月を含み、当該協定が解除された日の属する月は含まない。
- 5 第3欄及び第4欄において算出された交付基準額が1円未満の場合は、これを切り捨てる。

様式第1号（第4条関係）

確 認 依 頼 書

文書記号第 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 様

埼玉県知事 氏 名
(公印省略)

ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に基づく奨励金の交付対象者に対し、交付要綱第4条の規定に基づき平成 年度ふるさと埼玉の緑を守る奨励金を交付したいので、別紙（確認調書）の各項目について内容確認をお願いします。

なお、確認報告は訂正の有無にかかわらず、様式第2号の確認報告書により、平成 年 月 日までにお願いします。

担当：埼玉県 環境管理事務所
担当

電話：

別紙（確認調書）

区 域	交付対象者		地 番	公募 地目	現況 地目	指 定 面 積 (㎡)	協 定 面 積 (㎡)	平成 年度 固定資産税 課税額(円)	平成 年度 固定資産税 課税額(円)	備 考
	住 所	氏 名								

※1 記載内容に訂正がある場合は、余白に赤字で記入してください。

※2 平成 年度固定資産税課税額の欄は、最新の税額を固定資産税課税台帳で確認の上、記入してください。

※3 備考欄には、確認内容に関する情報（地権者の住所変更や死亡の年月日、相続や売買等による地権者の変更の年月日や変更理由など）について、記入してください。（判明する範囲で結構です。）

様式第2号（第4条関係）

確認報告書

記 号 番 号
平成 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様
（環境管理事務所）

市 町 村 長
（公印省略）

平成 年度ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付について、別紙（確認調書）
のとおりその内容を確認したので報告します。

なお、報告した内容について、今年度中に変更が生じたときは、その都度連絡
します。

担当：

電話：

